

①管理義務の明確化

管理義務とは？

屋外広告物の補修等必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を維持する義務。



※1…広告物を表示する物件または土地を所有する者
 ※2…掲出物件を所有者から賃借し広告物を表示する者(広告代理店など)

全員に管理義務があります。

②管理者設置義務

簡易広告物等を除き、全ての屋外広告物に管理者の設置が必要です。



許可不要でも対象です！

③安全点検の有資格化 (令和4年7月1日～)

有資格とは？

- ◆屋外広告士
- ◆建築士(一級・二級)
- ◆広告美術仕上げ技能士、職業訓練指導員または職業訓練修了者(広告美術科にかかもの)
- ◆一般社団法人日本屋外広告業団体連合会および公益財団法人日本サイン協会が開催する点検技能講習の修了者

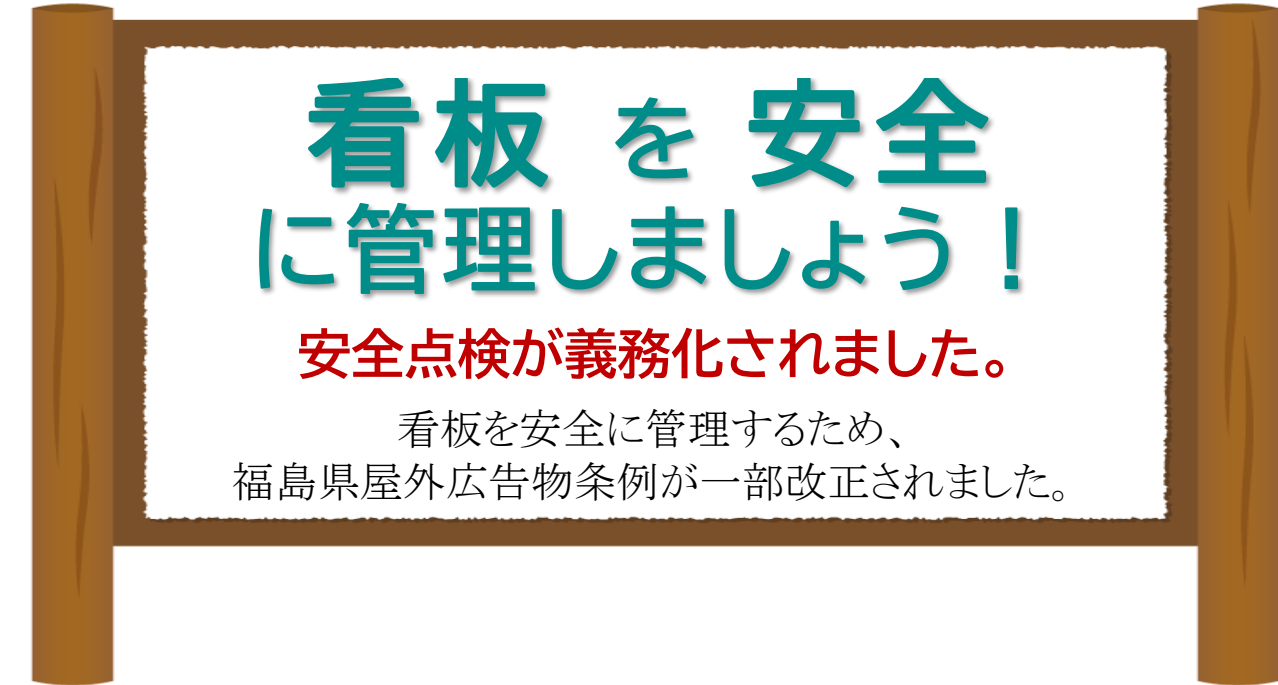
高さ4mを超える場合は有資格者の点検が必要です。

④安全点検義務

簡易広告物等を除き、全ての屋外広告物において安全点検および安全点検結果の記録・保管・報告が必要です。

- 目視点検**…広告物等の各部における傷、汚れ、変形、さび等の状態について目視により点検。(設置して6年以内)
- 標準点検**…概ね60cm以内に近づき、目視、触診、打診および検査により広告物等の外部および内部について点検。

設置年数で点検方法が異なります。



看板を安全に管理するため、
 福島県屋外広告物条例が一部改正されました。

平成27年に札幌市で起きた屋外広告物落下事故を受け、福島県屋外広告物条例および同施行規則が一部改正されました。今回の改正では、管理義務が明確化され、安全点検が義務化されます。安全点検義務は、令和3年7月1日から施行され、自己用広告等も全てが対象となります。また、高さ4mを超える広告物については有資格者の点検が必要となります。(有資格者の点検は経過措置により令和4年7月1日から運用)

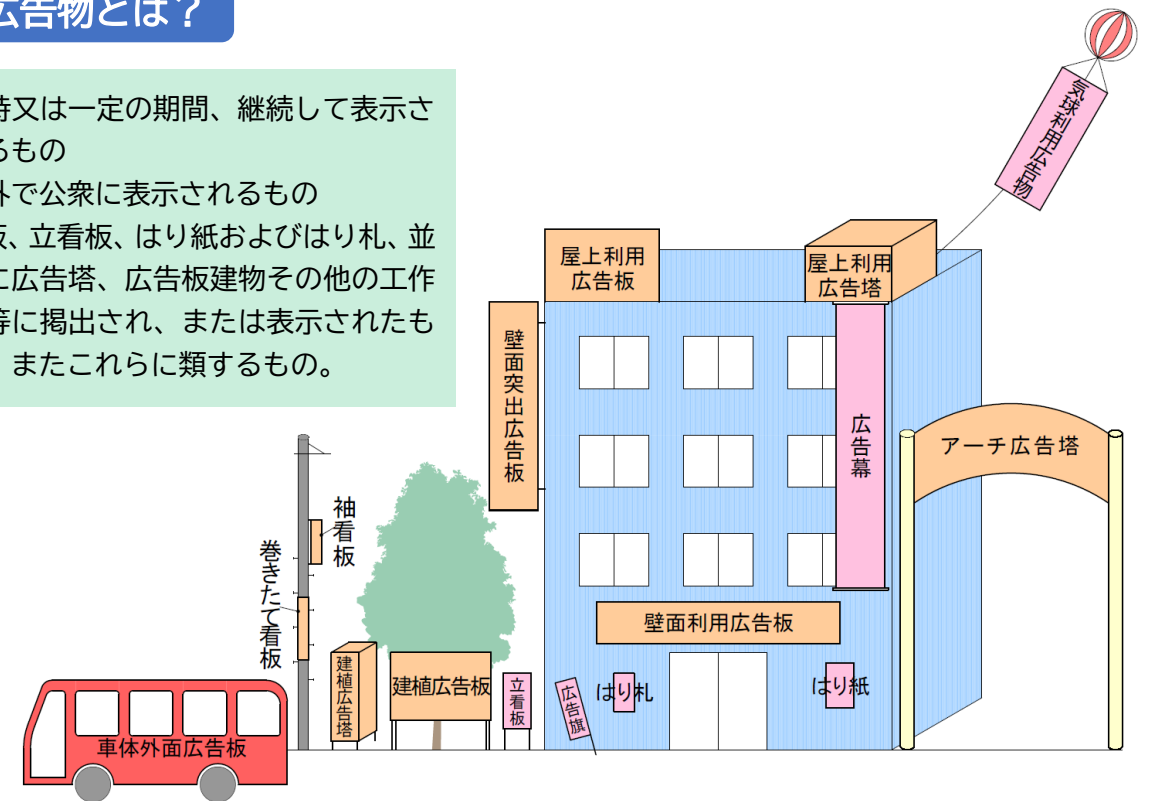
なお、次の簡易広告物等は点検の対象から除外となります。

【簡易広告物等】

- ① はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕
- ② 気球利用広告物
- ③ 自動車または電車に表示する広告物
- ④ 建物の外壁に描画により表示する広告物
- ⑤ 法令の規定による広告物等
- ⑥ 選挙運動のために使用する広告物等
- ⑦ 公益上必要な施設等に寄贈者名等を表示する広告物等
- ⑧ 国または地方公共団体が公益的目的をもって表示する広告物等

屋外広告物とは？

- ・常時又は一定の期間、継続して表示されるもの
- ・屋外で公衆に表示されるもの
- ・看板、立看板、はり紙およびはり札、並びに広告塔、広告板建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの、またこれらに類するもの。



点検内容

点検箇所	点検項目
基礎部・上部構造	1. 上部構造全体の傾斜、ぐらつき 2. 基礎のクラック、支柱と根巻きの隙間、支柱ぐらつき 3. 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	1. 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間 2. 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落
取付部	1. アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 2. 溶接部の劣化、コーキングの劣化等 3. 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常
広告板	1. 表示面積・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落 2. 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 3. 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1. 照明装置の不点灯、不発光 2. 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水 3. 周辺機器の劣化、破損
その他	1. 付属部材の腐食、破損 2. 避雷針の腐食、損傷

■参考

オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック(国土交通省作成)

<https://www.mlit.go.jp/common/001106308.pdf>



《お問い合わせ先》

建設課 都市計画係
 電話番号：0241-62-6230
 Fax 番号：0241-62-1288